

目標5 女性の安全・安心な生活の確保

性犯罪、売買春、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントは、女性の人権、尊厳、男女共同参画社会の実現を著しく損なうものです。これらの暴力を容認しない意識の醸成を進め、被害の防止、安全・安心な生活の確保が必要です。

また、高齢者、同和地区、障害者、外国人の女性がそれぞれに抱える問題は、男女共同参画を阻害する人権問題です。

男女が互いの身体的性差を理解したうえで人権を尊重し、自己管理の元に安心して健康の保持増進ができることは男女共同参画社会実現の前提となります。女性は妊娠や出産の可能性があります。男性とは異なる女性のライフサイクルや健康上の問題に配慮しながら、女性の生涯を通じた総合的な健康支援を行っていく必要があります。

施策の方向(1) 性犯罪、売買春、ストーカー犯罪、セクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者支援

女性に対する暴力は、性犯罪、売買春等多岐にわたります。特に性犯罪について、福岡県内の発生件数は減少傾向にはあるものの、発生率は全国的に高い状況にあります。それぞれの暴力の形態に応じ、被害者の人権を尊重しながら、防止と被害者支援に努めます。

セクシュアル・ハラスメントは、相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害したり、相手に不利益を与えるものですが、職場以外でも、教育や医療などの分野において起こっており、防止のための啓発に努めます。

【具体的施策】

ア 性犯罪、売買春、ストーカー犯罪、セクシュアル・ハラスメントの防止と取締り強化及び被害者支援

<p>⑥4 性犯罪等の防止と取締り強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性犯罪、売買春、ストーカー犯罪、セクシュアル・ハラスメントを未然に防止するための啓発・情報提供に努める。 ○ 性犯罪については、加害者に対する的確な刑罰法令の適用を図るとともに、被害者が安心して被害の届出ができるよう環境を整備する。 ○ 売買春等に関する関係法規の周知を図り、売買春その他女性に対する犯罪防止に向けた取組を推進する。 ○ ストーカー犯罪については、被害者の心情に配慮し、加害者に対して、適切な事件措置を講ずるなどの対応を図る。 	<p>警 察 本 部</p>
<p>⑥5 性犯罪等の被害者への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力を受け、精神的にもダメージを受けている女性の対応を女性職員が行うなど、女性被害者の立場に立った適切な対応を推進する。 ○ 被害者の対応に当たる関係者に対し、被害者の心情等に十分配慮した対応を確保するため研修等を実施する。 ○ 犯罪被害者の支援に取り組んでいる民間団体等と連携を図る。 	<p>新社会推進部 警 察 本 部</p>

<p>⑥⑥ 相談窓口の周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害女性の相談窓口の整備・周知を図る。 ○ 各相談機関が連携を図り、相談に迅速に対応する。 	<p>警 察 本 部</p>
-------------------	--	----------------

施策の方向(2) 高齢女性等への施策の推進

高齢化の進展とともに、特に高齢女性の単身世帯が増加しています。高齢女性の自立と生活の安定を社会的に支えていく必要があります。

また、同和地区、障害者、県内に在住する外国人等の女性が抱える問題は、男女共同参画を阻害する人権問題です。人権を尊重することは、個人の個性と能力を十分に発揮するための基礎的条件であり、その問題解決に向けて取組を進めます。

【具体的施策】

ア 高齢女性への施策の推進

<p>⑥⑦ 高齢女性への施策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢女性が自立して、安全・安心な生活ができるよう、健康保持のための保健事業や地域における支援の取組を推進する。 ○ 高齢者が生きがいをもち、社会との関わりを継続していくことができるよう、学習や参画の機会の提供、環境整備を図る。 	<p>新社会推進部 保健医療介護部</p>
-----------------------	--	---------------------------

イ 障害のある女性への施策の推進

<p>⑥⑧ 障害のある女性への施策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある女性に対する理解を促進するため、福祉サービス等従事者への啓発に努める。 ○ 障害のある女性について、雇用促進等において男女共同参画に配慮する。 	<p>福 祉 労 働 部</p>
--------------------------	---	------------------

ウ 同和地区の女性への施策の推進

<p>⑥⑨ 同和地区の女性への施策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同和問題及び女性に関する問題の固有の経過等を十分に踏まえつつ、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づく施策の推進を通して、女性の人権が尊重される男女共同参画社会の実現に努める。 	<p>保健医療介護部 福 祉 労 働 部 教 育 庁</p>
--------------------------	--	--

エ 外国人女性への施策の推進

<p>⑦⑩ 外国人女性への施策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内に居住する外国人女性に対し、言葉や文化の違いに配慮した相談・情報提供等を行う。 ○ 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」は、外国人に対しても適用されることなど、女性に対する暴力について周知を行う。 	<p>新社会推進部</p>
------------------------	---	---------------

施策の方向(3) 生涯を通じた女性の健康支援

女性は、妊娠・出産機能を備えていることから、生涯にわたって男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性が健康に過ごすためには、女性の身体について、男女が共に正しい情報を得る必要があります。このような視点から、性差医療に関する知識の普及や周産期医療対策の充実など、女性の生涯を通じた心身の健康を支援する対策を推進します。

【具体的施策】

ア 生涯を通じた女性の健康課題への支援

<p>⑦1 女性の健康保持 増進対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性は、妊娠・出産機能に影響を受け、思春期、成熟期（妊娠、分娩、産褥期）、更年期、高齢期等、生涯にわたって女性特有の健康課題を抱えている。その時々課題に対応できるよう、学校・地域において健康教育等を推進する。 ○ 女性特有の健康課題に対応できるよう、女性の健康について、保健福祉（環境）事務所等における対策を充実させる。 ○ 女性が自分の健康状態を把握し、それに応じた健康管理ができるよう定期的な健康診断やがん検診の受診を促すとともに、健康教室や健康相談を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。 ○ 生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な医療を受けられることが必要であり、県民に性差医療の知識の普及を図る。 <p>※ 性差医療……1980年以降、米国において様々な疾患の原因、治療法が男女で異なることが分かってきたことから、始められた医療。疾患における性差の例としては、狭心症について男性は心臓表面の太い血管の流れが悪くなることによるものが多いが、女性は心筋の微細な血管の流れが悪くなることによるものが多いことがあげられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エイズや性感染症に関する正確な情報提供と継続的な啓発を行う。 	<p>保健医療介護部</p>
-------------------------------	--	----------------

イ 妊娠・出産期における女性の健康支援

<p>⑦2 母子保健対策の 充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児に対する保健事業等を充実し、母子の健康の保持増進を図る。 ○ 市町村母子保健事業の推進に係る支援・助言に努める。 	<p>保健医療介護部</p>
--------------------------	--	----------------

<p>⑦③ 周産期医療対策の充実</p>	<p>○ 母子の身体や生命に影響が大きい周産期について、安心して快適に過ごせるよう周産期医療対策の充実を図る。</p> <p>※ 周産期医療……周産期とは妊娠 22 週以降と生後 7 日未満の新生児期までをいい、この時期に起こる疾病及びそれに起因する障害の発生を予防するため、母体、胎児、新生児を総合的に管理して母子の健康を守る医療</p>	<p>保健医療介護部</p>
<p>⑦④ 不妊で悩む男女への支援</p>	<p>○ 子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む男女に対しての不妊についての様々な悩みや心配事の相談を受けたり、不妊治療費への助成を行う。</p>	<p>保健医療介護部</p>